

令和6年度物価高騰支援給付金の支給を行います

令和6年度住民税均等割非課税世帯に対する物価高騰支援給付金

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が、令和6年11月22日に閣議決定されました。足元の物価高に対するきめ細かい対応として、特に物価高の影響を受ける住民税均等割非課税世帯、および家計急変世帯への支援として、一世帯当たり3万円の給付金の支給を行います。また、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、こども一人当たり2万円を加算します。（こども加算の詳細は、このホームページの中に記載します。）

家計急変世帯は、収入もしくは所得が急変し、住民税均等割非課税と同様の状況になった世帯主に対して、世帯の全員が住民税均等割非課税世帯と同等の水準になった世帯に対する給付金ですが、申請書類を提出して頂き、本町が審査を行います。審査の結果、家計急変世帯にならない場合があります。（家計急変世帯の詳細は、このホームページの中に記載します。）

支給対象世帯（住民税均等割非課税世帯、こども加算、家計急変世帯）

令和6年12月13日時点で、本町に住民登録をしており、3つの要件に該当する世帯主が支給対象となります。

1. 令和6年度住民税均等割が非課税の世帯
2. 令和6年度住民税均等割が非課税世帯に属する18歳以下のこども
3. 家計急変世帯 以上の世帯主に給付金の支給を行います。それぞれに要件があり、要件に該当しない場合は支給対象とはなりません。家計急変世帯の申請は、前回の給付金で支給対象であっても、令和6年度の収入、所得の状況から、家計急変世帯の申請を受理できない場合があります。

令和6年度住民税均等割非課税世帯

世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税の世帯で、住民税（均等割もしくは所得割）が課されている他の親族等から扶養を受けている人のみで構成される世帯を除きます。また、住民税が課税となる所得がありながら、町民税の申告をしていない人（住民税の未申告者）も除きます。町民税の申告に関しては、税務課まで問い合わせをください。現在お一人で本町にお住まいの人も、住民税が課されている他の親族から扶養を受けている場合（住民税が課されている親族等が、本町もしくは本町外にお住まいの場合も含みます）は、支給対象外です。ご自身が住民税が課されている他の親族から扶養を受けているかどうかは、ご両親、お子様等当該親族等に確認をしてください。

こども加算の対象者

令和6年12月13日時点で、住民税均等割非課税の世帯に属するこども（児童）（18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童）です。

家計急変世帯

令和6年1月から令和6年12月の間に、予期せず家計が急変した世帯が対象です。予期せず家計が急変したことで収入が減少もしくは所得が減少し、世帯の全員が住民税均等割非課税相当となった世帯が対象です。家計急変世帯を申請する場合は、例えば世帯主の離職等で、世帯主のみ収入が減少したが、同じ世帯に同居する別の人（例えば子等）が、会社等に勤めており、住民税均等割もしくは所得割が課税である場合は、世帯の全員が住民税非課税世帯と同等にならないため、申請はできません。同一の世帯に属する人のうち、令和6年度分の市町村民税均等

割が課されている方の全員のそれぞれ1年間の収入見込額（令和6年1月から令和6年12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額を使用します）又は1年間の所得見込額（当該1年間の収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯が、家計急変世帯となります。ただし、予め特定の月の収入が少なくなることが分かっている場合（季節的な仕事など）に、少なくなる月の収入を12倍して得られた額を家計急変世帯の申請額には使えません。および定年退職による離職に伴う、定年退職をした月以降を収入ゼロ円としての申請はできません。家計急変世帯の申請には、申請書と簡易な収入（所得）見込額の申立書、その他収入や所得を確認する書類などが必要になります。該当すると思われる人は、本町福祉課まで問い合わせをお願いします。住民税均等割非課税相当の収入および所得（ただし、目安となる額です）は、このホームページの下段にファイルがあります。申請希望者は、添付の個人住民税（均等割）の非課税相当限度額リストを参照してください。

支給額

住民税均等割非課税世帯に対する給付額は1世帯当たり3万円ですが、要件を全て満たした世帯の世帯主に支給します。こども加算に対する給付額は、児童（こども）1名当たり2万円です。住民税均等割非課税世帯と同じ世帯の中に18歳以下のこどもが2人いる場合は、非課税世帯給付金として3万円、こども加算として2万円の2人分で4万円、合計7万円の支給となります。支給要件確認書には、こども加算の対象である場合は、3万円にこども加算分を加えた合計額を表示します。支給要件確認書の裏面に、こども加算に該当する児童氏名、生年月日を記載します。家計急変世帯に対する給付額は1世帯当たり3万円です。こども加算の計算は住民税均等割非課税世帯と同じです。

こども加算および基準日の翌日以降に生まれた新生児

基準日である令和6年12月13日の翌日（12月14日）以降、令和7年6月30日までに生まれた新生児（ただし、住民税均等割非課税世帯もしくは家計急変世帯に属する新生児）も、こども加算の対象になります。この場合は申請が必要です。別世帯に所属するが扶養しているこども（児童）については、別途申請が必要になります。詳しくは福祉課まで問い合わせください。

基準日

令和6年12月13日が基準日です。基準日時点で本町に住民登録がある人で、住民税均等割非課税世帯の人が対象です。（こども加算、家計急変世帯の人を含みます） 基準日以降（基準日を含む）に世帯分離をされた場合は、同一の世帯と見なします。

転入された人、転出された人

本町に令和6年1月2日以降基準日の前日までに転入した人は、本町に住民税の情報がないため、申請書により申請をして頂きますが、令和6年1月1日以前にお住まいの市町村から、令和6年度非課税証明書を取得して頂きます。本町から基準日までに転出をした人は、基準日時点で住民登録がある市町村（転出先）にお尋ねください。

支給方法

原則として、過去に給付金を支給した人は、支給要件確認書に過去の給付金の支払時に使用した金融機関口座情報を印字します。印字された支給要件確認書を受け取った人は、通帳もしくはキャッシュカードコピーと本人確認書コピー（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証）は不要です。記載例のとおり、必要事項を記載のうえ、返信用封筒で本町福祉課に返信もしくは直接提出をお願いします。支給要件確認書に金融機関口座情報が印字されていない人は、必ず振込を希望する通帳コピー、本人確認書コピーを同封してください。なお、公金受取口座、水道料金引落口座、住民税等引落口座、児童手当受給口座への振込を希望する場合は、通帳コピー、本人確認書コピーの添付は不要です。事情により現金受取を希望される場合は、現金手渡しを希望すると記載のうえ、支給要件確認書の返信をお願いし

ます。現金手渡しによる支払は、別途対象者に受取方法等を連絡します。なお、代理人受給には必ず委任者が署名、捺印をした委任状が必要になります。ただし、法定代理人の委任状は不要です。)

特別な事情をお持ちの場合

本町福祉課まで問い合わせをお願いします。

注意事項 その他の情報

本町に転入した人で、他市町村から今回の給付金を受け取っている場合は、本町から支給は行いません。1世帯当たり1回限りの支給です。給付金の支給後に、税の申告や修正申告があったことで、住民税均等割非課税世帯ではなくなった場合、課税の親族の被扶養者になった場合等、支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還して頂くことになります。外国人の方で、租税条約により日本で住民税納税が免除されている場合は、本給付金の対象外です。

本給付金の非課税および差押禁止について

令和5年12月物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律および令和6年12月17日物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令の公布による差押禁止及び非課税の対象となります。本法律の支給対象世帯は、令和6年度分の市長村民税均等割が非課税である世帯、令和6年1月以降の家計急変世帯です。差押禁止および非課税の対象となる額の上限は、規則の規定により3万円（当該世帯が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこども（児童）が属する世帯である場合には、3万円にそのこども（児童）1人につき2万円を加算した金額）です。

給付金を装う詐欺にご注意ください

本町が給付金のために口座情報を電話で確認することや、現金自動預払機（ATM）の操作を求めること、給付金支給のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。不審な電話、郵便、メール等が届いた場合は、警察や本町に相談してください。

お問い合わせ窓口

高取町 福祉課 電話番号 0744-52-3334 令和6年度住民税均等割非課税世帯に対する物価高騰支援給付金担当窓口